

令和8年度 第1回 蕪崎市成年後見制度利用促進協議会

次 第

日 時： 令和8年7月 29日（水）
13時30分～

場 所： 保健福祉センター2階
生活指導室 1・2

1. 開 会

2. 長寿介護課長挨拶

3. 蕪崎市の概況

4. 議 事

（1） 令和7年度実績報告について

（2） 令和8年度事業計画について

（3） 第3期権利擁護支援・成年後見制度利用促進基本計画について

（4） その他

5. その他

6. 閉会

韮崎市成年後見制度利用促進協議会

【目 的】

地域住民、保健、医療、福祉、司法などを含めた地域連携ネットワークを構築することにより、権利擁護支援の必要な人を発見・支援する。早期段階からの相談・対応を行い、本人らしい生活を守るための支援を行うことを目指す。

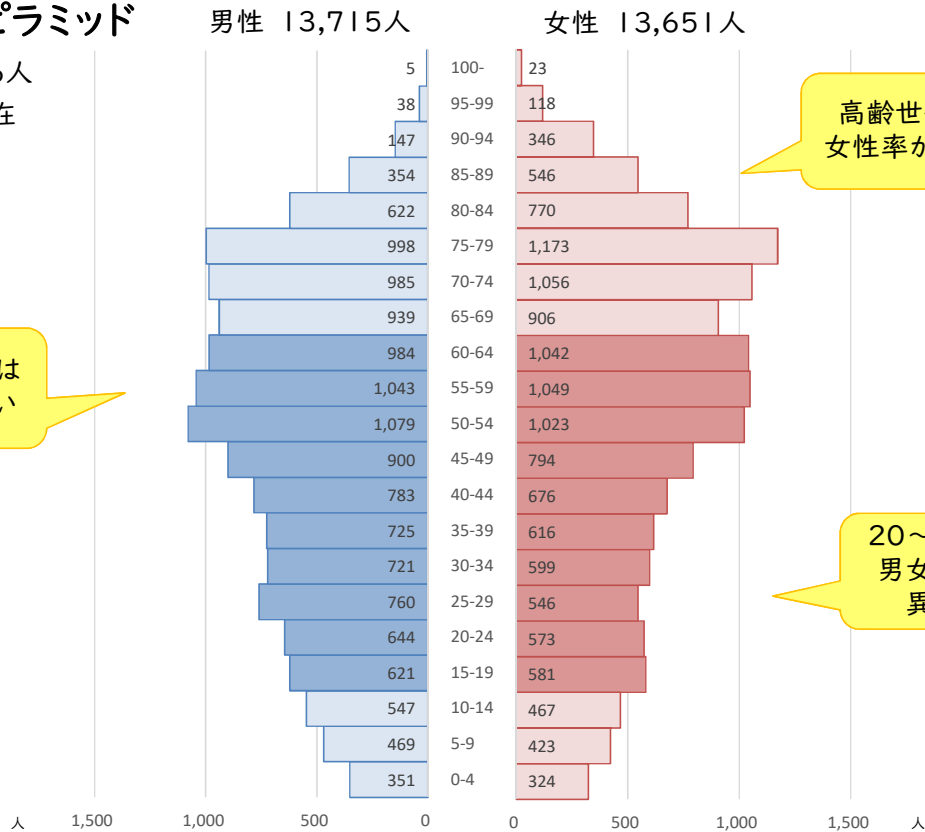
【役 割】

- ・成年後見制度や権利擁護についての情報交換及び情報把握を行う。
- ・成年後見制度に関する地域連携の体制づくり及び普及啓発に関する協議を行う。
- ・成年後見制度の利用促進に関する施策についての計画策定に関する協議を行う。

茱萸崎市人口ピラミッド

市内合計 27,366人
令和8年4月1日現在

60代までは
男性が多い



高齢世代は
女性率が多い

20~39歳は
男女で形が
異なる



茱萸崎市の概況 (R8.4.1現在)



- ◆ 人口 27,366人 (減少: 昨年度 27,685人)
- ◆ 65歳以上の人口 9,026人 (増加: 昨年度 8,973人)
- ◆ 高齢化率 33.0% (上昇: 昨年度 32.4%)
- ◆ 出生数 116人 (減少: 昨年度 118人)
- ◆ 死亡者数 366人 (減少: 昨年度 384人)
- ◆ 介護保険認定者数 1,329人 (第1号被保険者)
- ◆ 認知症高齢者数
 - 65歳以上 799人 (8.9%)
 - 75歳以上 748人 (14.6%)
- ◆ 障害手帳所持者数
 - 身体障害手帳 1,349人
 - 療育手帳 339人
 - 精神障害者保健福祉手帳 585人
- ◆ 障がい福祉サービス利用者数 (者) 315人 (児) 141人

* 高齢者福祉基礎調査より * 出生・死亡者数についてはR7年1月から12月の数字

R7年度中核機関実績報告について

I 中核機関活動状況（R7.4.1～R8.3.31）

（1）司令塔機能 中核機関事務局会議 月1回

（2）事務局機能 成年後見制度利用促進協議会開催

日時：令和7年7月29日

内容：令和6年度の実績報告・令和7年度の計画について

（3）進行管理機能

① 広報機能

・市HP、社協だより、高齢者何でも便利帳、障がい福祉サービス事業所ガイド、チラシを活用しての周知

・研修会開催「権利擁護・成年後見研修」

ア 日時：令和7年4月22日 場所：蕨崎市役所
対象者：民生委員児童委員協議会総会参加者(民生委員) 73名
内容：成年後見制度研修

イ 日時：令和7年7月17日 場所：蕨崎文化ホール 大ホール
対象者：ライフカレッジ参加者 235名
内容：成年後見制度研修「10分でわかる成年後見制度」

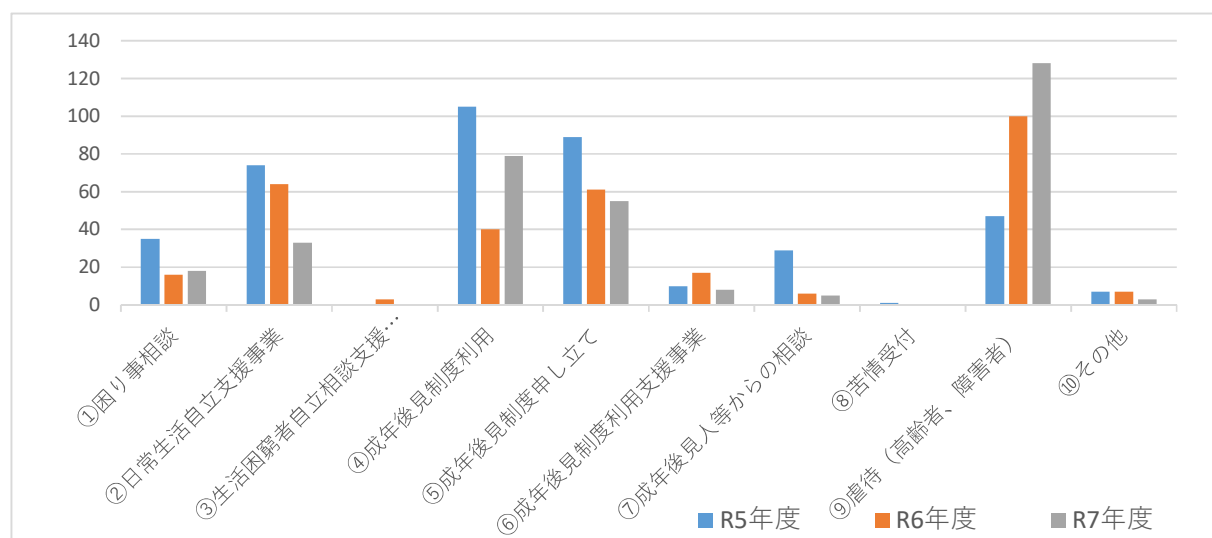
ウ 日時：令和7年8月26日 場所：蕨崎市役所
対象者：介護支援専門員勉強会参加者（ケアマネジャー） 43名
内容：虐待予防研修「経済的虐待 ケアマネの動き方と他機関連携」
講師 健康科学大学 人間コミュニケーション学科 田村 正人 氏

エ 日時：令和7年12月19日 場所：市民交流センターニコリ多目的ホール
対象者：シニアカレッジ参加者 129名
内容：成年後見制度研修「10分でわかる成年後見制度」

② 相談機能

本人・親族・支援者に対する相談対応やケース会議参加による、ニーズの把握、サポート等。

中核機関相談内訳	R5年度	R6年度	R7年度	備 考
①困り事相談について	35 件	16 件	18 件	ニーズの定まらない初回相談
②日常生活自立支援事業について	74 件	64 件	33 件	主に社協で支援する日自利用に関する相談
③生活困窮者自立相談支援事業について	0 件	3 件	0 件	主に福祉課で支援する生活困窮に関する相談
④成年後見制度利用について	105 件	40 件	79 件	制度の利用に向けた具体的相談
⑤成年後見制度申し立てについて	89 件	61 件	55 件	市長申立て、親族申立て支援に関する相談
⑥成年後見制度利用支援事業について	10 件	17 件	8 件	申立て・報酬に関する助成制度に関する相談
⑦成年後見人等からの相談について	29 件	6 件	5 件	実務を行う後見人支援に関する相談
⑧苦情受付について	1 件	0 件	0 件	
⑨虐待について（高齢者、障害者）	47 件	100 件	128 件	初動から終結まで一連の虐待対応相談
⑩その他	7 件	7 件	3 件	分類できない事務連絡等
合 計	397 件	314 件	329 件	



- ・ 本人自身や家族背景等について、複合的な課題がみられるケースが増えている。多機関で継続的に支援を要するケースが多く、連携の必要性がより高まっている。
- ・ 「ACP」※「エンディングノート」「終活」といった言葉が社会に浸透し始め、関連する相談も増加している。成年後見制度という選択肢に加え、元気なうちの備えとして民間サービスも活用しながら、一人ひとりの状況に応じた相談対応が求められている。
- ・ 成年後見制度に関する相談は長寿介護課、福祉課に寄せられることが多いが、リーフレット等による周知の効果もあり、社会福祉協議会への相談も少しずつ増えている。
- ・ 虐待相談も共有することで、中核機関の中で権利擁護支援の視点について意見交換ができ、職員のスキルアップに繋がっている。

※ACPとは…アドバンス・ケア・プランニング（Advance Care Planning）の略称。もしもの時の医療やケアについて、自分の想いを家族や支援者等と前もって話し合う取り組みのこと。

・支援方針検討会議、事例検討件数について

成年後見制度利用、市長申立ての必要性について判断することを目的に支援方針検討会議を開催。
権利擁護に関するケースについて三士会※の助言を得ながら事例検討を行うために、アドバイザー派遣を受けている。

内容	R5年度	R6年度	R7年度	備 考
支援方針検討会議	7 回	3 回	3 回	市長申立て・申立て支援の方針検討回数
	11 件	8 件	5 件	支援方針検討会議に挙げたケース件数
アドバイザー（三士会）派遣	1 件	0 件	0 件	事務局会議にて事例検討件数

※三士会とは…高齢者や障がい者の権利擁護に関する専門職である、弁護士、司法書士、社会福祉士のこと。

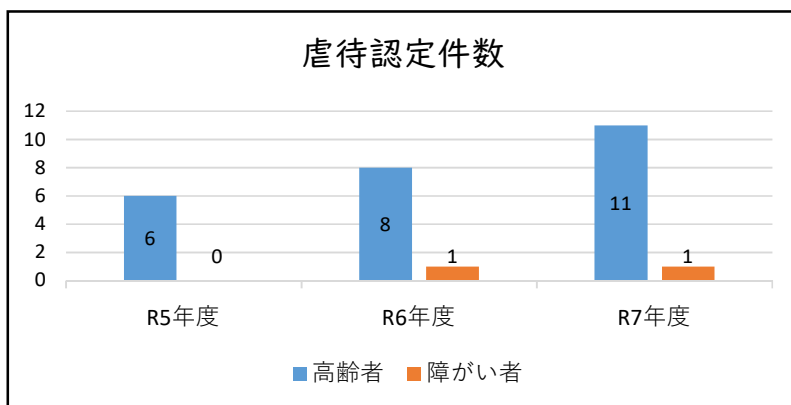
虐待対応について

虐待の通報・相談は、市町村が窓口となり対応を行っている。

虐待認定件数

虐待実件数	R5年度	R6年度	R7年度
高齢者	6	8	11
障がい者	0	1	1

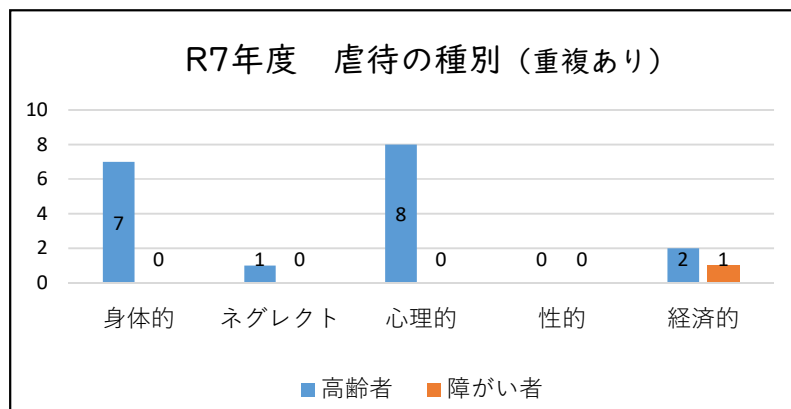
高齢者虐待の件数は年々増加傾向にある。



R7年度 虐待の種別

虐待の種別	身体的	ネグレクト	心理的	性的	経済的
高齢者	7	1	8	0	2
障がい者	0	0	0	0	1

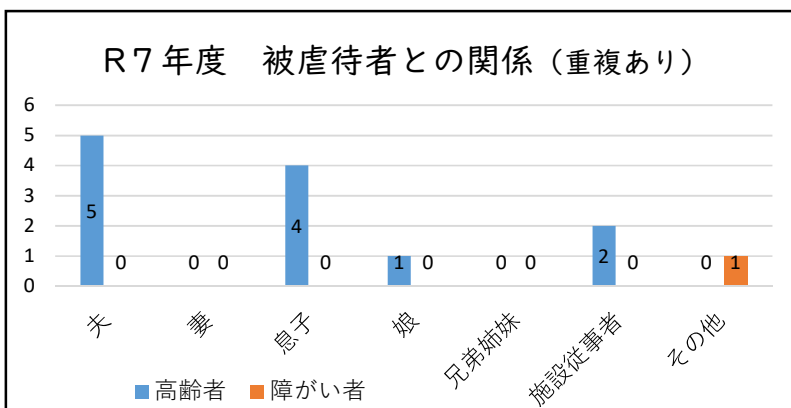
身体的虐待と心理的虐待が多くを占める
一方、経済的虐待も一定数認められる。



R7年度 被虐待者との関係

虐待者種別	夫	妻	息子	娘	兄弟姉妹	施設従事者	その他
高齢者	5	0	4	1	0	2	0
障がい者	0	0	0	0	0	0	1

高齢者虐待虐待については、息子や夫からの虐待率が高い。



⇒ ・被虐待者・養護者双方の心身の問題や家族関係の変化・悪化、擁護者の孤立や介護力の低下が背景にある。

・社会とのつながりが希薄な男性介護者への対応が重要。

③ 利用促進機能

成年後見制度申立てに関し、市長申立て支援や親族申立て支援等の相談、支援を行う。

内容	R5年度	R6年度	R7年度	備 考
市長申立て	7 件	5 件	5 件	R7年度 長寿介護課 4 件 福祉課 1 件
成年後見申立て支援	9 件	4 件	4 件	本人・親族申立てに対する助言、書類作成支援 長寿介護課 1 件、福祉課 3 件

⇒R7年度市長申立て各内訳			
申立て時の主障がい・診断	認知症	知的障がい	精神障がい
	1 件	0 件	4 件
類型	後見	保佐	補助
	2 件	3 件	0 件

④ 後見人支援機能

後見人等のバックアップ体制を整備し後見活動を支えることで、適切な支援を提供する。

内容	R5年度	R6年度	R7年度	備 考
成年後見人等からの相談について	29 件	6 件	5 件	本人及び家族に関する情報共有、対応方針検討
後見人等報酬助成	7 件	11 件	9 件	R7年度 長寿介護課 7 件 福祉課 2 件

成年後見人等交流会開催

日 時：令和 7 年 12 月 3 日 場 所：蕨崎市役所 出席者 19 名

対象者：蕨崎市の方のケースを受任していた後見人等や医療機関関係者等

内 容：横のつながりづくり、後見業務での悩みや困りごとを共有し課題の解決につなげる

2 中核機関設置による効果

- ・それぞれの機関が受け付けた相談を中核機関で共有すること、毎月3機関（福祉課、長寿介護課、社会福祉協議会）で顔を合わせることで情報共有がスムーズにできている。
- ・支援方針検討会議の開催により、より具体的な支援方針や成年後見人候補者の検討ができ、三士会の方に直接アドバイスがもらえるため、職員も学びの場となっている。
- ・障がい分野で培ってきた意思決定支援・意思推定の実践を、成年後見制度やACPと関連付けて地域へ発信できている。
- ・ACPの普及等により、地域全体で本人意思を尊重する支援への理解が進み、中核機関への相談や研修依頼、会議参加要請が増加した。
- ・中核機関が権利擁護の専門機関として認知され、意思決定支援に関する相談・助言・関係機関との調整機能が強化された。
- ・パンフレットの設置により、金融機関からの相談も増えてきている。
- ・後見人交流会を開催し、後見人への支援体制を構築するとともに、現場の声や課題、支援ニーズを把握することができている。

3 課題及び次年度に向けての対応計画

- ・「ACP」や「終活」という言葉が浸透し始めているが、自分事として捉えられていない。
⇒市民向け講座を開くなど広報機能を強化する。
- ・家族の考え方や暮らし方が多様化しており、家族が支援を担えない状況にある方が増えている。支援の方向性が定まりにくく対応に苦慮するケースが増加している。
⇒事務局会議での事例検討、アドバイザー派遣、支援方針検討会議を活用し、助言を得ることで、支援方針を整理・検討していく。
- ・権利擁護に関する相談内容が複雑化しており、より高度な専門性と多機関連携が求められている。
⇒医療・障がい・高齢・司法・行政等とのネットワークを強化し、複雑事例への対応力を高める。
- ・成年後見人の報酬審判額に対して、市の助成制度を利用しても不足してしまうケースがある。
⇒今後も法改正を踏まえて関係機関と協議していく。
- ・成年後見制度に関して法改正を踏まえ、新たな制度体制への対応準備が必要となる。制度の周知や要綱等の見直し等を円滑に行っていくための検討が必要。また、他市町村、県、家庭裁判所等、関係機関と情報共有を行いながら体制整備を行っていく。
- ・支援者の意思決定支援や成年後見制度に関する理解・実践力には差があり、人材育成の継続が必要である。
⇒意思決定支援及び成年後見制度に関する研修会・事例検討会を継続開催し、支援者の専門性向上を図る。
⇒後見人同士が支援の方向性について相談でき、語り合える場を設ける。
- ・虐待（権利侵害）に対し、分野別の情報集約が不十分（障がい・高齢に特化、児童は未把握）
⇒子ども子育て部門や児童相談所との連携体制を構築・強化し、権利擁護体制を構築していく。
- ・市民後見人養成の体制については、他市の状況を鑑み検討中。
- ・支援者役割分担シートの普及・啓発を行う。

R8 年度中核機関事業計画について

I 中核機関年間活動計画(R8.4.1~R9.3.31)

(1) 司令塔機能

中核機関事務局会議

【目的】

本市における権利擁護支援の充実と利用促進について、社会福祉協議会と市関係課の共同により検討、実施をしていく。また実務的な権利擁護に関する総合相談窓口として、事例検討や支援方針の検討など、相談の質の向上を図る。

【開催頻度】

毎月1回、茱崎市社会福祉協議会にて実施

【内容】

計画に基づいた業務分掌(図1)、年間スケジュール(図2)、体制図(図3)に基づき運営、進捗管理を行う。

(2) 事務局機能

成年後見制度利用促進協議会の開催

【目的】

本市における権利擁護支援の課題協議や、個々のケースに対応するチームのバックアップを、市民・多職種・専門職集団による合議体により行い、権利擁護の地域連携ネットワークの強化を図る。

【開催頻度】

年2回の開催を予定。

【内容】

令和7年度の実績報告・令和8年度事業計画について。(7月開催)

権利擁護支援・成年後見制度利用促進基本計画について。(12月開催予定)

共通して協議会委員との地域連携ネットワークを担う意識の共有を行う。協議会で話し合われた内容については事務局会議で取り組みについて検討する。

(3) 進行管理機能

① 広報機能の強化

- ・広報紙、チラシ、市・社協ホームページ等を活用し、制度の一層の周知・普及を図る。
- ・研修会として、ライフカレッジやシニアカレッジなど、市民が集まる場で制度解説の時間を作る。
- ・専門職講師を招き、市民向け研修会を実施する。

② 相談(支援方針検討)機能の強化

- ・統一の相談受付様式や相談件数集計フォームの利用、事例検討機会の確保、各部署の相談月報の共有。
- ・支援者役割分担シートを活用する。
- ・中核機関事務局会議へのアドバイザー派遣を利用し、事例へのアドバイスを受ける。
- ・児童分野の関連部署との連携体制の構築・強化を行う。

③ 利用促進機能の強化

- ・支援方針検討会議の開催

【目的】

多問題や困難性の高いケース、市長申立ケースについて、多角的、専門的な視点から適切な支援方針を検討し、利用者がメリットを感じることができる支援体制を整える。

【開催頻度】

事務局会議にて各担当相談の中で上記に該当するケース毎に随時開催。

【内容】

中核機関事務局、三士会（弁護士・司法書士・社会福祉士）、関係機関で構成する。

主に市長申立て案件や困難事案について、専門職を含むチームでの意思決定を行う場とする。

- ・市民後見人の養成。（他市の状況を鑑み検討中）

④ 後見人支援機能の強化

- ・後見人等に対するニーズ調査の実施
- ・成年後見人等交流会の実施
- ・三士会（弁護士・司法書士・社会福祉士）との連携

2 成年後見制度中核機関 業務分掌 図1

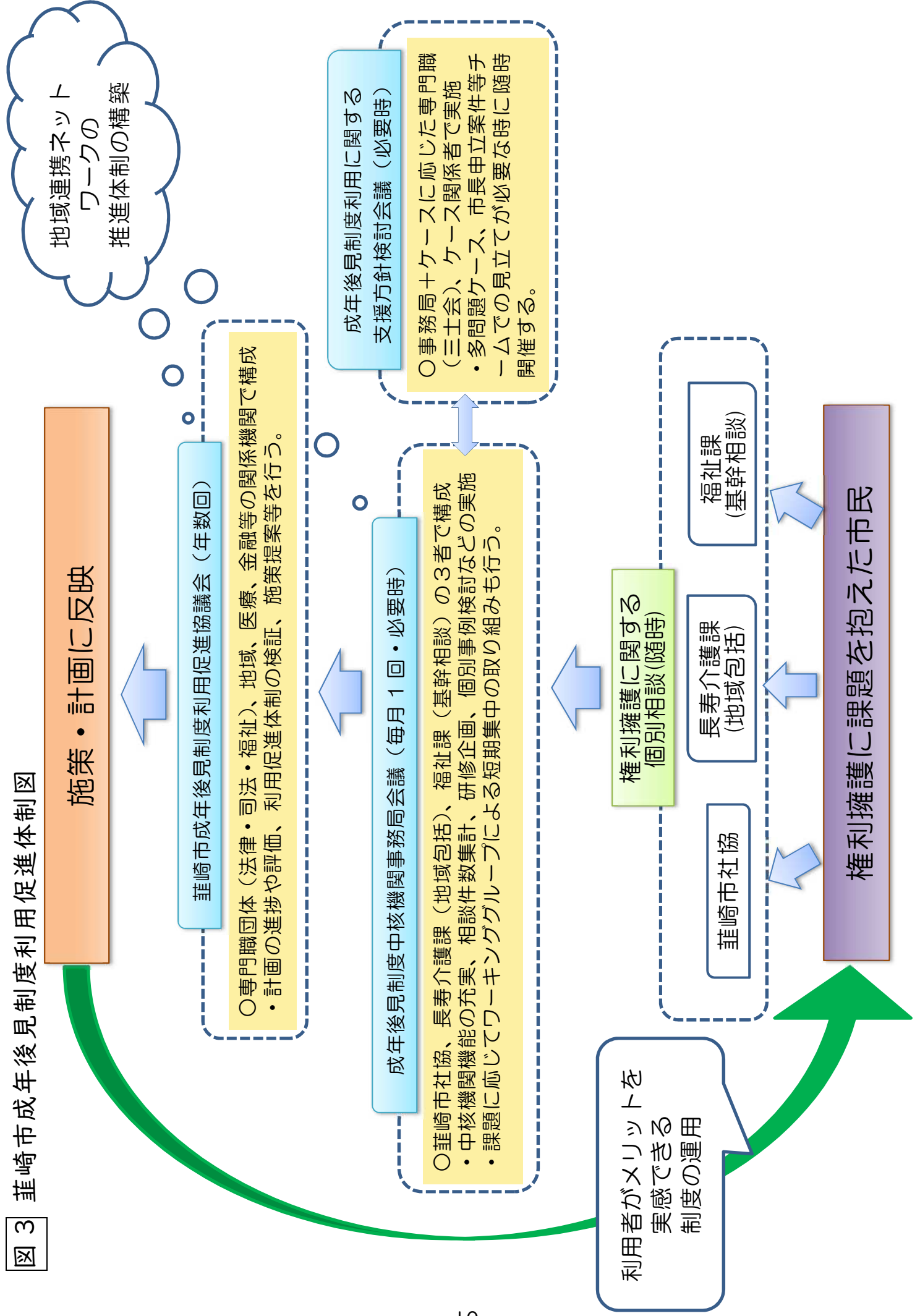
※◎：主担当 ○：サブ担当

対応機関	(1) 司令塔機能	(2) 事務局機能	(3) 進行管理機能			
			①広報機能	②相談（支援方針検討）機能	③利用促進機能	④後見人支援機能
社会福祉協議会	◎ ・主幹課と連携	○ ・事務局+構成員	◎ ・研修会の実施 ・専門職の派遣	◎ ・支援方針検討会議の実施 ・日常生活自立支援事業からの適切な移行検討	◎ ・適切な後見人候補者推薦の検討 ・市民後見人養成（将来的に）	◎ ・チーム等支援会議の調整 ・後見人等相談窓口の明確化
長寿介護課（地域包括支援センター）	◎ ・主幹課 ・地域連携ネットワーク ・利用促進計画	◎ ・協議会の開催 ・成年後見制度利用支援事業の活用、事務管理	○ ・研修会の実施	○ ・市長申立対応（高齢者案件）		○ ・チーム等支援会議の調整
福祉課（基幹相談支援センター）	◎ ・主幹課と連携	○ ・事務局+構成員 ・成年後見制度利用支援事業の事務管理	・潜在対象者の発見	○ ・市長申立対応（障がい者案件） ・生活困窮者自立支援事業対応		・裁判所との連絡調整等

3 令和 8 年度成年後見利用促進体制整備年間スケジュール 図2

前 期	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
(1) 中核機関 事務局会議	毎月1回				協議会の 振り返り	
(2) 利用促進 協議会				第1回		
(3)① 権利擁護研修会	研修企画				・虐待研修会 (ケアマネ勉強会) ・市民向け 研修会	
(3)② 各担当窓口相談	毎日実施					
(3)③ 支援方針 検討会議 ※随時開催						
(3)④ ・ニーズ調査 ・交流会					交流会内容 検討開始	ニーズ調査 の実施
後 期	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(1) 中核機関 事務局会議						・振り返り ・来年度に 向けて
(2) 利用促進 協議会			第2回			
(3)① 権利擁護研修会						支援者向け 研修会 (全体会)
(3)② 各担当窓口相談						
(3)③ 支援方針 検討会議 ※随時開催						
(3)④ ・ニーズ調査 ・交流会		交流会	交流会の 振り返り			

図3 荊崎市成年後見制度利用促進体制図



成年後見制度利用促進協議会 委員名簿

	区 分	事 由	団 体 名 称	氏 名
1	医師	認知症疾患医療センター	山梨県立北病院（院長）	
2	市民代表	民生委員協議会	韮崎市民生委員・児童委員協議会（副会長）	
3	市民代表	人権擁護委員	韮崎市人権擁護委員	
4	福祉関係団体	社会福祉協議会	韮崎市社会福祉協議会（局長）	
5	市民代表	認知症の人と家族の会	虹の会（会長）	
6	法曹関係者	司法書士会	山梨県リーガルサポート	
7	法曹関係者	弁護士会	田中・高橋法律事務所	
8	福祉関係団体	社会福祉士会	ぱあとなあ山梨	
9	金融機関関係者	金融機関	山梨県民信用組合 韮崎支店（支店長）	
10	市職員	市町村	韮崎市福祉課	
11	オブザーバー	山梨県	健康長寿推進課	
12	オブザーバー	甲府家庭裁判所	後見・財産管理担当	
13	事務局	市町村	韮崎市福祉課	金原 沙江子
14	事務局	市町村	韮崎市福祉課	森澤 真名
15	事務局	市町村	韮崎市福祉課	清水 颯真
16	事務局	社協	韮崎市社会福祉協議会	伏見 智美
17	事務局	社協	韮崎市社会福祉協議会	大木 みのり
18	事務局	社協	韮崎市社会福祉協議会	土橋 朝美
19	事務局	市町村	韮崎市長寿介護課	保坂 由美
20	事務局	市町村	韮崎市長寿介護課	古屋 亜由美
21	事務局	市町村	韮崎市長寿介護課	山本 佳菜美
22	事務局	市町村	韮崎市長寿介護課	宮下 ちひろ

任期：令和7年4月1日～令和9年3月31日

韮崎市告示第7号

韮崎市成年後見制度利用促進協議会設置要綱

(設置)

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を協議するため、韮崎市成年後見制度利用促進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 成年後見制度についての情報交換及び状況把握に関する事項
- (2) 成年後見制度に関する地域連携の体制づくり及び普及啓発活動に関する事項
- (3) 成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画の策定に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会の委員は、10人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医師
 - (2) 法曹関係者
 - (3) 福祉団体関係者
 - (4) 市民代表
 - (5) 金融機関関係者
 - (6) 市職員
 - (7) その他市長が適当と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1人及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密保持義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、長寿介護課において処理する。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(会議招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、会長を定める前に招集する会議は、市長が招集する。